

第5回 京都市公契約審査委員会 会議録

1 日 時 令和2年7月21日（火）午前10時00分から12時00分まで

2 場 所 職員会館かもがわ2階大会議室

3 出席者 辻田素子委員長，大西啓子委員，河村律子委員，嶋倉万由子委員，津田純一委員，
中田英里委員，野田崇委員，原敏之委員，松島格也委員（五十音順）
以下，京都市
功刀岳秀行財政局財政担当局長，金山昌幸同局財政部長，西川正輝同部契約課長，
合田隆上下水道局総務部契約会計課長，白倉恵美子交通局企画総務部財務課契約係
長ほか

4 傍聴者 3名

5 会議録

(1) 財政担当局長挨拶

(2) 新任委員紹介

新しく委員に就任した委員を紹介（嶋倉万由子委員）

(3) 議事

ア 契約審査専門部会の結果報告（事務局から資料に基づき説明）

イ 公契約基本条例の取組状況（事務局から資料に基づき説明）

市内中小企業の受注等の機会の増大について

津田委員

新型コロナウイルス感染症の影響により，企業の存続が問われるような事態も出てきている。一子相伝的な，特殊・高度な技術や技能を保持する企業を保護することは，その企業のみならず，技能者を守ることにともつながるため，契約相手方の選定において配慮することはできないか。

事務局

契約相手方の選定方法としては，入札の他に随意契約がある。随意契約できるのは，例えば少額の契約や，特許権等により契約相手方が特定される案件などがあるが，ベンチャー企業等の優れた商品又は役務のうち，一定の要件を満たした物品の購入等についても随意契約ができる。これにより，各担当課における契約相手方の選定において，一定配慮することはできるかと思う。

また，一回失われた技術は元には戻らないが，これは京都らしさが失われることにつながる。そうした技術が失われないような経済対策を京都市全体として取り組んでいきたいと思っている。

河村委員

地下鉄の車両調達やWTO案件といった高額の場合が入ると、市内中小企業の受注率に大きく影響することは当たり前だと思うが、こうした高額の場合は頻繁にあるものか。毎年、高額の場合が出るのであれば、ある程度そのことを想定して議論しなければならないし、高額案件の調達が偶然なのであれば、今後の発注の見通しを示してほしい。

高額の場合に関しては、どうしても市外の業者が受注することになるが、それ以外の場合であれば、一定の数字を維持していくという基本線を持てば良いと思う。

事務局

例えば、建物では50～60年経過し、耐用年数に差し掛かると建替えをする、設備では15年程度で更新する、ということが通例であり、その時々の使用状況などを含めて判断して、発注時期が決まる。さらに、新しく建物を建てたり、新たな物件を調達するには、予算との兼ね合いもあるので、発注時期を予測することは中々難しい。

野田委員

主な取組において、WTO案件や特殊な技術を要する場合などを除き、中小企業への発注を原則、とあるが、これは具体的には所在地要件を設けることか。

また、市内中小企業受注率（工事）の「市内中小企業」以外の契約金額ベースの受注率については、令和元年度の設備工事が21.16%であるが、これは特殊な技術を要するため、本店所在地要件を設けることができなかった、ということか。

事務局

所在地要件の設定も、取組の一つとして行っており、設備工事については御指摘のような状況である。具体的には、地下鉄の運行管理に係る設備が30億円弱、浄水場の設備が約10億円など、市内中小企業の受注が困難な高額案件があった。

野田委員

市内中小企業しか参加できない案件と、市内中小企業の受注が困難な案件にカテゴリーが分かれるということであれば、15ページのトピックス1で、市内中小企業とその他企業の落札率を比較しているが、同じ種類の工事についての比較にならないので、これは適切でないのではないかな。

事務局

市内中小企業限定で発注している工事や物品について、本店所在地要件を外したらどうなるかというケースの資料を作成することは困難であるため、こうした比較をさせていただいている。

野田委員

本店所在地要件を設けることは、落札率のアップにつながらないことを示している、と読み取れるが、そのような見方は正しくないということか。

事務局

評価を下すことは難しい。本店所在地要件に関する過去の裁判例において、このような比較も参照されているので、参考として掲載しているものである。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

原委員

労働相談においては、清掃業や倉庫業などの方からの相談が増えてきており、その中には「雇用保険を受けられない」「最低賃金を下回っているのではないか」という内容もある。実態は労使関係にあるにもかかわらず、労働法の適用を逃れるために請負契約や業務委託契約になっているのではないか、と推測できる。

公契約で働いている方がどのような労働状況で働いているか、京都市において把握いただき、法令遵守についてチェック機能を果たすことを要望したい。

事務局

対象公契約については、受注者だけでなく下請負者にも、労働関係法令遵守状況報告書を提出いただいている。報告書には、受注者及び下請負者が雇用契約を締結している従業員のうち、最も低い者の賃金単価を記載していただいているが、下請負者が個人事業主の場合は、賃金単価の報告はいただいていない。

また、各事業者の判断により、請負契約又は雇用契約を締結しており、現行の労働関係法令上は違法とまで言い切れないものであるから、本市が、労働関係法令遵守状況報告書を用いて、個別の契約形態を指導することは困難である。

なお、本市では、受注者や下請負者などが労働関係法令を遵守していない事態を確認した場合、必要に応じて、労働基準監督署への情報提供を行うこととしている。もし、労働基準監督署が行う最低賃金を確保するための取組があれば、協力してまいりたい。

辻田委員長

請負契約の金額を労働関係法令遵守状況報告書に書いてもらうことはできないか。

事務局

労働関係法令についての遵守状況報告書であり、例えば最低賃金法の基準を守っているかということを確認しているものである。仮に下請負の契約金額を書いていたとしても、それが適法か否かを判断のうえ指導することは難しい。

河村委員

対象公契約の最低賃金単価の平均額は、京都府最低賃金の約1.5倍ということであるが、少数でも高い数値があると平均値が高めに出るので、中央値、最高値、最低値を資料に記載いただくと、より実態が分かりやすい。

事務局

中央値は1, 250円。最低値は、特例制度を受けた事業者を含めると485円、その次に低いのは、府外の事業者の860円、それ以外は882円である。最高値は4, 100円である。

資料への記載については、次回以降、検討させていただきたい。

大西委員

今後の方向性で、週2日の現場閉所を行うモデル工事を実施するということだが、どのように進めていくのか。また、法定福利費明示の義務付けについて、実現性をどうやって担保するのか教えてほしい。また、社会保険の加入も京都市が指導しなければならないと思う。

事務局

建設業においては、土日も含めて工事をする場合があり、また、時間外労働を原則月45時間以下とする規制ルールの適用が令和6年度まで猶予されているところであり、技術を持った従業員の確保が難しく、重要な課題となっている。週休2日実現の実効性については、まず、大きな工事でどのようなことができるかモデル的に実施し、昨年度の3件から、今年度は40件程度に件数を増やして、試行錯誤をしながら、令和6年度までに実現できるようにしていきたい。具体的な手法としては、現場を週2日閉所でできれば一定の評価をするという対応を考えている。

法定福利費については、工事費の予定価格の積算において勘案しており、発注に当たっては内訳として概算額を明示している。原資を確保していることを示したうえで、事業者に対し社会保険への加入を指導している状況である。

また、社会保険の義務化ということで、今年の10月から、社会保険に加入していないと建設業の許可が取れないことになる。本市においては、競争入札参加資格登録の際に、事業者が社会保険に加入していることを確認しているが、国の方でも対応が行われることになる。

公契約の適正な履行と質の確保

松島委員

主な取組の2つ目の「将来の公契約を担う人材の育成」や「不正行為の排除を徹底」という箇所が、標題の「質の確保」につながると思うが、例えば、人材の育成に焦点を当てるとなると、どのような結果の実現を想定しているのか。技術が上がっていくということか、それとも、市内中小企業がもっと大きな規模の工事を受注できるようになる、ということか。

事務局

市内中小企業が規模の大きい工事や特殊な工事を受注できることは望ましいが、特に人材確保が課題となっている。例えば一定の講習を受けられている場合は、総合評価において加点するなど、特に技術力がある技術者の現場での確保を中心に取り組んでいる。

松島委員

資格を持つ技術者の確保は非常にいいことだと思うが、例えば、その絶対数の推移といった統計の把握を次回以降、検討してもらいたい。

辻田委員長

トピックスについては毎年同じ項目を出さなくても良いので、来年度、資料について検討してもらいたい。

公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組

嶋倉委員

格付等で加点することは大切だと思うが、加点指標を満たしていない事業者に対する対策が必要ではないか。

また、主な取組の2つ目に、「地域コミュニティの維持・活性化等に貢献している事業者を評価」とあるが、現在の加点指標以外に設定できる指標はあるのか。

事務局

加点については、工事の格付けにおいて毎年更新しており、その都度、事業者はそれぞれの指標を満たしているかを検討する機会があるので、啓発の機会は毎年ある。それ以外にも、各取組の所管部局において啓発に努めており、それとの組み合わせということになる。

また、取組の評価については、その基準の客観性の担保が課題である。客観的な評価指標や資格などがあれば、新たな指標の設定を検討できるかと思うが、事業者に対し明確に示せなければ、公平性・公正性という観点から難しい。

中田委員

令和2年度のSDGsの取組について、その対象を予定価格4億円以上の工事請負契約、予定価格8,000万円以上の物品等調達契約の受注者にした根拠は何か。対象として何パーセントを見込んでいるのか。また、別紙の1ページの4で、「事業者の皆様を応援する」とあるが、SDGsの書類を提出することで事業者をどういう意味合いで応援することになるのか、この書類を提出いただいた先に何か考えているのかお聞かせいただきたい。

事務局

工事、物品の発注件数見込みを勘案して対象を設定しているものでなく、まずは大きな案件から実施するということから、議会の承認を得なければならない基準額と同額に設定している。そのため、その対象割合についての数値は持ち合わせていない。もっとも、大企業しか対象にならないという状況ではなく、物品契約であれば、年間を通じて清掃や建物管理を委託する事業者が対象になり、工事請負契約であれば、共同企業体の構成員である企業も対象となるので、中小企業も一定数含まれるのではないかと考えている。

現時点では、試行的に啓発を実施しており、将来的にどうするかは、客観的な評価手法など、今後の研究の課題である。

大西委員

世界的には、企業はSDGsの取組がなければやっていけないという意識を持っている。現段階で企業への啓発目的というのは緩いのではないかと思います。

SDGsを評価する仕組みについても、しっかりとしたハードルを設けて実施してほしい。

また、本取組の対象外の業者も多いのではないかと思います。共通の目的なので、全ての企業を対象にしてはどうか。

実効性の確保については、環境の取組は行政からの縛りがある程度必要であるから、京都市が率先して行っていただきたい。

事務局

SDGsの取組は、世界的にも進んでおり、「環境先進都市・京都」としてもしっかりと取り組んでいく必要があると思う。

ハードルの設定については、格付けや受注の可否に関わるものであり、事業者の皆様にご理解いただける基準を設定する必要があると思う。国においては、SDGsの取組を客観的に評価する仕組みを検討されていることを聞いており、そうした動きを注視してまいりたい。

また、実効性の確保については、今年度、対象となる事業者から提出いただく際に、啓発になったか、負担にならなかったかなどの事情をお聞きしながら、来年度以降、どういうことができるかを考えることが必要ではないかと思う。既に事業者からは、加点項目に関し様々な資料の提出をいただいております。手間がかかるため提出しないということになると逆効果になる。今すぐ全事業者に対象を広げるという答えは難しいので、事情をお聞きする中で考えてまいりたい。

大西委員

来年度に期待している。

辻田委員長

スタートしてから間もない取組なので、この1年間頑張ってください。来年度、委員が納得するような仕組みが出てくればと、私も期待している。

河村委員

私もSDGsの取組はすごく期待している。

SDGsの別紙の記入例について、左の列の開発目標の項目は、SDGsの文言そのものを書いたほうがいいのではないかと。例えば、開発目標8で「京都市内中小企業の受注等の機会の増大に努めている」とされているが、これは元の文言を曲げすぎているのではないかと。

もう一つ、「具体的な取組内容が記載できる場合は、記載してください」ではなく、具体的な取組内容を書いていただくようにしなければいけない。

大きな企業は既にSDGsに取り組んでいると思うので、そういう企業にとっては、そこまで負担ではないと思う。

辻田委員長

確かに報告書は書きづらいと思う。例えば、「取り組む予定の項目」となっているのに、実際やっていることを書くことになっており、一貫性がない。ぜひ御一考いただければと思う。

事務局

いただいた御意見を踏まえ、別紙の提出いただく文書については全般的に修正を検討させていただきます。

大西委員

16ページの入札参加の条件設定のうち、電力調達契約が長らく変わっていない。今は、再生可能エネルギーの割合が注目され問題となっているので、CO₂排出係数は古い感じを受ける。担当部局とすり合わせをやっていただけないかと思う。

事務局

電力調達契約等については、契約案件ごとに条件を設定しており、その際には当然、所管課と協議させていただく場を設けることとなっている。その際に頂いた御意見についても参考にさせていただきたい。

小括

松島委員

条例の概要の説明で、例えば、8ページの「制定の趣旨」の「地域経済の活性化」や、2（1）の「地域コミュニティの維持発展」などが目標となっており、それに向けて様々な方策を取っているものと理解しているが、目標に対して効果的に取り組んでいるかを検証する必要がある。今回、トピックスとして、それに資するものを資料として出されているが、もう少し拡張し、市全体や地域で見るとどうなっているかを追いかける方がいいと思う。

これまでの取組は、関連するステークホルダーや関係者に焦点を当てた見方が多いが、そもそも京都市として地域としてどうあるべきかという視点があるはずであり、ミクロとマクロの両方の視点があることが大事だと思う。

例えば、先ほど話にあったような、ある人、ある企業にしかない技術が失われるというのは確かに損失であり、それは京都市が持っている多様性をどう見ていくか、ということになる。このマクロの視点で見るということは、必ずしも規模の話だけではない。可能な範囲で、マクロの視点を追いかけるための指標の追加を御検討いただければと思う。

事務局

目標と実際の取組内容について、効果の関連性をしっかり追いかけて検討したいと思うが、市全体の施策となると、それぞれを所管している部局等があるので、その意見等を聞きつつ、さらに統計的な視点も含めて考えていく必要があろうかと思う。少しお時間をいただきながら検討してまいりたい。

松島委員

1対1の対応関係を見るのはおそらく無理だろうが、そういう視点を持つという姿勢が大事だと思う。出せる範囲で、マクロの視点の指標を出していただければと思う。

辻田委員長

複数の指標を提示していただき、トータルとして、このようなことが言えそうではないか、ということでも分かりやすいのではないかと思う。

ウ その他

事務局から、新型コロナウイルス感染症拡大に係る契約課の主な対応について報告。また、後日、本日の会議録の確認をお願いすることや、次回の全体会議の予定（特に委員会に諮るべき案件がなければ来年6～7月頃開催）等について事務連絡

以上